

石田ふるさと振興会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「石田ふるさと振興会」（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、福島県伊達市霊山町石田字宮下12番地8に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、会員相互の交流と住民の福祉を増進するとともに、地域活性化を図り、子供から高齢者までが安心して、生き生きと暮らせる地域づくりを推進することを目的とし、以下に掲げる事業を行う。

- (1) 住民の情報交換や各種団体との連携に関する事業
- (2) 環境・美化、防災及び除染等に関する事業
- (3) 住民の健幸^(注1)及び福祉に関する事業
- (4) 住民の交流及び地域活性化に関する事業
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(注1) 健幸とは、市民誰もが健康で元気に幸せに暮らすことで、伊達市が「まちづくり」の中核に位置づけています。

(会員)

第4条 本会の会員は、伊達市霊山町石田地域内に居住する世帯とする。

2 その他本会の趣旨に賛同する法人、団体及び個人は会員となることができる。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長（委員長を兼ねる） | 4名 |
| (3) 副委員長 | 8名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務局員（会計・庶務） | 2名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 会長及び監事は、総会において選任する。

2 副会長（委員長を兼ねる）及び副委員長は、総会において承認する。

3 事務局長及び事務局員（会計・庶務）は、総会の承認を得て会長が任命する。

4 役員に欠員が生じた場合は、役員会で選任し、次期総会で承認を得るものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の運営に関する事務全般を統括する。

4 事務局員（会計・庶務）は、本会の出納事務及び庶務事務を担当する。

5 監事は、本会の会計及び資産及び事業執行の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(総会)

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第12条 通常総会は、年1回、前年度決算終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、委任状の提出があった場合は出席したものとみなす。

5 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の議決)

第13条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(役員会)

第14条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、その議長にあたる。

3 役員会は、総会に付議すべき事項、その他本会の運営に関し必要な事項を審議する。また、関係団体との連携を図るため関係者の出席を求めることができるものとする。

(委員会)

第15条 本会に次の委員会を置き、それぞれ第3条に掲げる事業を主体的に遂行する。

- (1) 総務広報委員会
- (2) 環境防災委員会
- (3) 健幸福祉委員会
- (4) 地域活性化委員会

(委員会の構成)

第16条 前条各委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員は、会員の中から公募又は推薦により選出し、会長が委嘱する。また、行政区長の職にある者を総務広報委員に委嘱するものとする。

4 委員の任期は2年とする。

(事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、役員会に委任することができるものとする。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、会計年度終了後2月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄付金、活動に伴う収入、及びその他の収入をもって充てる。

(費用弁償等)

第21条 会員が会務により出張する場合には、交通費等を支給することができる。

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。ただし、止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状をもって表決することができる。

(備え付け帳簿及び書類)

第23条 本会は、規約、会員名簿、役員名簿、総会及び役員会並びに委員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第24条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会において決定する。

附則

1. この規約は、平成24年9月29日から施行する。
2. 平成24年度の会計年度は設立の日から平成25年3月31日までとする。
3. 設立時の役員の任期は、平成26年3月31日までとする。